2026 年 3 月
サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）会議報告

Ⅰ．概要

1. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の諮問機関であるサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）会議が、2026 年 3 月 24 日に Video conference call にて開催された。本 SSAF 会議の主な概要は次のとおりである。

2026 年 3 月 SSAF 会議出席メンバー

2. SSAF は、指定された個人によって代表される 12 から 16 の組織により構成され、ISSB の議長又は副議長がその議長を務める。SSAF は、ISSB に技術的な助言を行うことを目的としており、SSAF による助言は、ISSB による高品質な基準開発の一助になるとされている。今回の SSAF 会議は、2026 年から 2028 年の第 2 期 SSAF メンバーによる初めての会議であった。

（SSAF メンバー）　＊：第 2 期から新たに選出されたメンバー

組織名
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）
南アフリカ特許会計士協会（SAICA）＊
ブラジルサステナビリティ報告委員会（CBPS）
カナダサステナビリティ基準審議会（CSSB）
メキシコ財務報告基準審議会（CINIF）
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）＊
オーストラリア会計基準審議会（AASB）＊
中国財政部会計司（MOF-ARD）
インド勅許会計士協会（ICAI）
韓国サステナビリティ基準委員会（KSSB）及び金融委員会（FSC）
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）
サステナビリティ基準委員会（SSBJ）
トルコ会計・監査基準局（KGK）＊
ドイツ会計基準委員会（DRSC）＊
エフラグ（EFRAG）
英国財務報告評議会（FRC）

（オブザーバー）

グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）

2026 年 3 月 SSAF 会議の議題

議　題		予定時間	実際時間	参照ページ
1	IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援	10 分	19 分	3
2	自然関連開示	65 分	67 分	5
3	「SASB スタンダード」の向上	45 分	33 分	11
4	アジェンダ計画及び会議概要	15 分	5 分	15

3. 各議題の議論に先立ち、出席した第 2 期 SSAF メンバーの代表者による自己紹介が行われた。

今後の日程（予定）

2026 年 5 月（フランクフルト）

SSAF 会議への対応

4. 今回の SSAF 会議は、直近のサステナビリティ基準委員会の開催までにアジェンダ・ペーパー（AP）が公表されなかったため、当委員会事務局において、発言内容等の検討を行った。

II. IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援

議題の概要

5. ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の導入支援を目的として、前回 2025 年 9 月開催の SSAF 会議以降、次の 2 つの教育的資料を更新又は公表している。

   (1) 教育的資料「IFRS S2 号『気候関連開示』と TCFD 提言との比較」（2026 年 2 月更新）

   (2) 教育的資料「IFRS S2 号『気候関連開示』における気候レジリエンス及び気候関連のシナリオ分析に関する要求事項」（2026 年 3 月公表）

6. ISSB は、現在、教育的資料「IFRS S2 号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求（更新版）」を開発中である。

7. 本セッションでは、ISSB スタッフより、前述の教育的資料の開発状況に関する概要の報告がなされ、質疑応答及び意見交換が行われた。

SSAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) 我々の法域では言語の障壁があり、翻訳が必要であることを認識してもらいたい。また、利害関係者に伝達するためには、教育的資料についてより簡素化されたバージョンが必要である。また、実務的な例を取り入れている教育的資料も見られるが、まだ不足していると感じている。

(2) （(1)の発言に関して）資料の多言語対応の重要性については多くの要望を聞いている。翻訳について各法域と協力しているところであり、最優先事項の一つである。一方で、他言語に翻訳する際に意味が失われるリスクもあるため一定の注意が必要である。しかし、アクセシビリティの重要性については十分に理解している。また、事例についても多くの要望がある。現在、報告実務の進展を注視し、参照可能な事例を見つけ、それを基に事例を構築することに取り組んでいる。（Sue Lloyd 副議長）

(3) 我々の法域では、実務的な支援及び教育的資料への需要が増加している状況を受けて、ISSB の教育的資料に加えて独自の教育的資料も公表している。法域間で教育的資料が断片化したり、不整合に適用されたりすることを懸念しており、ISSB が教育

的資料の開発及び利用に関する共通原則を提供することが重要だと考える。

(4) ((3)の発言に関して) 過去には断片化リスクを管理するためのプロトコルがあったと記憶しており、確認する必要がある可能性がある。(Sue Lloyd 副議長)

(5) 我々の法域では、キャパシティ・ビルディングの取組みが進んでいる。先日、規制当局が IFRS 財団の教育的資料を要約したガイダンスを公表し、過去に任意開示に備えて開発された気候関連開示に関する自己評価ツールも強制開示を見据えて再公開した。

(6) 我々の地域では、ISSB 基準の認知向上に関して大きな進展が見られ、成熟度も高まっている。現在は、認知向上から一歩進み、構造化された拡張可能（scalable）な導入支援に移行している。

(7) 特に中小企業の対応コストの削減のために、教育モジュールの簡素化が必要である。また ISSB と各法域のフレームワークとの整合性の範囲を明確にする必要がある。地域ベースの報告（例えば、地下水枯渇）に関するガイダンスや、LEAP アプローチの活用も重要である。

(8) 我々の法域では、教育機関認定や専門家資格制度も整備し導入を支援している。

III. 自然関連開示

議題の概要

9. 2025 年 11 月の ISSB ボード会議において、ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の明示的な要求事項に反映されていない自然関連のリスク及び機会に関する追加の開示要求を導入するため、基準設定プロジェクトに着手することを決定した。その後、2026 年 1 月の ISSB ボード会議より、自然関連の基準設定に関する具体的な議論を開始している。ISSB は、2026 年 10 月に開催予定の生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）までに、追加の開示要求に関する公開草案を公表することを目標としている。

10. 本セッションでは、ISSB スタッフより自然関連の基準設定プロジェクトの現在までの進捗状況について説明がなされ、次の項目について質疑応答及び意見交換が行われた。

    (1) 自然関連の開示の要求事項の基準設定の形式（form）にかかる主な考慮事項に関して、何か見解はあるか。

    (2) 自然関連のマテリアルのステータス（適用を強制するか、任意とするか）にかかる主な考慮事項に関して、何か見解はあるか。

    (3) 自然関連の開示要求の発効日にかかる主な考慮事項に関して、何か見解はあるか。

SSAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) IFRS S1 号を適切に適用すれば自然関連の重要性がある情報は得られるはずであり、現時点で ISSB 基準が機能不全に陥っているとは考えていない。したがって、直ちに基準開発を行うことが必要とは考えておらず、まずは強制力のないガイダンスによって適用を支援することが望ましいと考える。（SSBJ）

(2) 新たな基準を開発したうえで、任意適用とする考えには賛同しない。それは「基準」とは言えないものとなり、グローバル・ベースラインの概念を損なうと考える。仮に任意とするのであれば、それは「基準」と呼ぶべきではなく、別の名称とすべきである。（SSBJ）

(3) IFRS S1 号にガイダンスを追加する考えにも賛同しない。IFRS S1 号は、他のガイダンスで扱われていない事項を扱う包括的かつ残余的な基準であり、多くの内容の追加は構造を複雑化させ混乱を招く可能性がある。（SSBJ）

(4) あらゆる種類のサステナビリティ関連情報の相互関係を示そうとしている点について評価している。一方、基準の形式によっては、既存の基準である IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入及び適用プロセスに悪影響が生じる場合があることが懸念される。例えば、一部の法域では迅速な導入プロセスとはなっていない現状を踏まえると、常に基準の更新対応を求められることになれば、非常に負担が大きくなる。

(5) 「自然関連」の名称の方が、我々が慣れている構造との整合性があり、今後の向かう方向性を示すシグナルにもなると考える。その上で、比較可能性や適用可能性の観点から、定義が重要となる。それらの定義に意見を反映する機会を強く望んでおり、多様性や法域特有の事情が適切に反映されることを求める。

(6) プロジェクトの名称変更について、生物多様性に関しては国際的に認識された枠組みが存在し、また欧州サステナビリティ報告基準や GRI スタンダードにおいても独立した課題として扱っていることを踏まえると、「自然関連」というより広い概念を用いることについては、利害関係者との広範な協議を行った上で判断すべきと考える。

(7) ((5)及び(6)の発言に関して)名称変更によって範囲を変更する意図はなく、「BEES」自体も生物多様性より広い概念となっていた。「BEES」という名称は十分に理解されておらず、「自然関連」という名称の方がより包括的で、当初意図していた対象に近いと考えた。範囲及び定義を適切に設定する必要があるという点には同意する。公開草案で定義又は用語の説明を提示し、範囲の適切性や明確性についてフィードバックを求めることになる。(Sue Lloyd 副議長)

(8) 形式(form)について、IFRS S1 号、IFRS S2 号又は独立した基準のいずれにするかに関わらず、基準設定の効果は同様に達成され得る。自然関連のリスク及び機会の定義や追加的な開示要求を設定する場合、それがどこに置かれるかに関わらず、その効果は同一である。(Sue Lloyd 副議長)

(9) 自然関連開示は、情報のサイロ化を防ぐため、例えば適用ガイダンスの追加など、IFRS S1 号と統合された形で扱うことを優先すべきであると考える。IFRS S2 号との関連性は認められるものの、自然関連の要求事項は、気候のみの視点に限定されるべきではないと考える。気候と自然の関係が意思決定に有用である場合には、IFRS S2 号へのクロスリファレンスを行うことを支持する。独立した基準の策定は支持しない。我々の法域では、現在、企業は主に IFRS S2 号への対応に集中しており、IFRS S3 号の追加は過度な負担となり、市場に悪影響を与える可能性がある。

(10) 自然関連については独立した基準を設けるのが最善と考える。理由として、自然関連のリスク及び機会の戦略的重要性が気候と同等に位置付けられること、構造が明確になること、そして作成者にとって理解しやすいことが挙げられる。また、自然は気候よりも広範かつ複雑な領域であり、IFRS S2 号に組み込むことは適切ではない。さらに、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入の初期段階での改訂は混乱を招く可能性がある。基準間の不必要な重複は、適切なガイダンスを提供することで回避可能であり、気候と自然の間に存在する相互関連性についても、教育的資料や任意の補足資料を通じて対応可能と考える。

(11) 独立した基準を支持する。基準設定の観点からは、IFRS S1 号などの既存の基準を継続的に改訂していくことは長期的なプロセスであり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入を妨げる要因となる。また、IFRS S1 号は概念的な枠組み、IFRS S2 号や将来の IFRS S3 号は個別テーマの基準という構造が望ましいと考える。各基準間の統合をどのようにすすめていくのかについて、最終的な基準の構造の姿を早期に示すことが重要だと思う。

(12) 新たな基準、すなわち IFRS S3 号として開発することを強く推奨する。独立した基準とすることで構造が明確になり、テーマ別基準の重要性が高まり、各法域が ISSB 基準を参照して自国基準を策定する際の利便性を向上させると考えられる。IFRS S1 号に組み込むとした場合、IFRS S1 号に全般的要求事項とテーマ別要求事項が混在し、IFRS S1 号と IFRS S2 号の関係が不明確となることにより、曖昧さが生じ、基準体系の混乱や崩壊を招くおそれがある。IFRS S2 号に組み込むとした場合、自然関連は気候を超える広範な領域であるため、IFRS S2 号では十分にカバーできない。また、IFRS S1 号又は IFRS S2 号の一部として扱う場合、頻繁な改訂が必要となり、ISSB 基準の導入の障害となる。

(13) ((9)から(12)の発言に関して) IFRS S3 号を設けることで構造が明確になるという指摘があったが、それこそが ISSB が現時点で明確化を行わない可能性を検討している理由の１つである。すなわち、まず自然について検討し、人的資本についても検討した上で、その後で全体の構造を確定するという考え方である。仮にテーマ別基準を基盤としていくのであれば、現時点で IFRS S3 号を設けることには利点がある。しかし、将来的に IFRS S1 号がより広いトピックをカバーし、業種別が補完する構造とすることを検討する余地を残したい場合、現段階でテーマ別基準を増やすことで、将来の柔軟性が低下する。そのため、初期段階では構造についてよりオープンな状態にしておくことに利点がある可能性がある。

また、IFRS S1 号改訂による混乱についての懸念については理解するが、各法域には採用の柔軟性がある。IFRS S3 号を採用するかどうかと同様に、IFRS S1 号の改訂を取り入れるかどうかも選択可能である。(Sue Lloyd 副議長)

(14) 我々の地域においては、IFRS S1 号へ組み込む案については、導入への影響に加え、自然というテーマの重要性をシグナリングする観点から適切ではないとの意見が多かった。IFRS S2 号へ組み込む案については、自然は必ずしも気候に限定されないため、適切ではないとの意見であった。多くの意見は IFRS S3 号の開発を支持するものであった。

(15) 自然関連は独立した基準とする方が望ましいと考える。IFRS S1 号はフレームワークとして維持すべきである。IFRS S2 号の導入においても課題を抱えている中で、自然関連を組み込むとさらに複雑化し、混乱を招く。独立した IFRS S3 号基準とすることで、より円滑な移行が可能になると考える。

(16) 独立した基準を支持する。ISSB 基準が掲げているビルディングブロック・モデルに照らして、市場は新たな基準を追加することを期待している。IFRS S1 号又は IFRS S2 号を改訂する場合、企業が導入を終えた直後に再度見直しを求められる印象を与え、受け入れられない可能性がある。

(17) 我々自身の基準の構造を参照点とした場合、独立した基準の方が望ましい。これにより、自然の重要性が気候より低いと見なされるリスクを回避できる。また、制度間の相互運用可能性（interoperability）及び同等性の確保が重要であり、ISSB 基準と他制度との整合性が判断における重要な要素となる。産業横断的な指標を開発しないという方向性について、結果として、本プロジェクトの論点が最終的に SASB スタンダードのプロジェクトへ移管され、より複雑かつ重要性の高い課題となる可能性がある。また、SASB スタンダードの指標の位置付けを高める場合、いくつかの法域では SASB スタンダードの指標は現時点で任意であるため、トピック別基準が義務である一方、指標が任意となるという構造が生じる可能性があり、実務上の運用について留意が必要である。強制適用か任意適用かについて、各法域において IFRS S1 号が既に気候以外の事項も含める形で導入されている場合には、新たな自然関連の適用ガイダンスは、追加的な負担とはならずむしろ IFRS S1 号の導入を支援するものとして位置付けられるべきだと考える。

(18) 企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に苦慮している中で、新基準の適用を課すことは、例えるなら、まだ第一言語を学んでいる最中の学生に第二言語の試験を課すようなものである。どのように「報告疲れ」を防ぐのかについて、見解を伺いた

い。

(19) ((18)の発言に関して) そのような懸念を踏まえ、任意基準という通常とは異なるアプローチを検討している。自然関連の報告への関心は高く、断片化のリスクを低減することが ISSB の重要な役割の１つであると考えている。任意基準とすれば、共通の開示に向けた方向性を示しつつ、実際の適用は企業や法域の判断に委ねることができる。これは、IFRS S1 号及び IFRS S2 号による既存の負担と、新たな開示の導入とのバランスを取る１つの方法である。また、発効日を遅らせることも１つの手段である。(Sue Lloyd 副議長)

(20) IFRS S3 号への対応は、現在導入段階にある IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入を遅らせる懸念がある。IFRS S1 号に組み込む場合、ガイダンスとして扱うのであれば受け入れ可能であるが、いずれにせよ、現時点での議論は時期尚早であり、まずは IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入を優先すべきである。

(21) 基準の形式によって導入への影響が異なるとの議論があるが、実質的にはいずれの形式でも混乱のリスクは同程度であると考える。また、IFRS S1 はすべてのサステナビリティ関連リスク及び機会を対象としているため、自然に関する具体的な要求事項が示されれば、それが任意又は未発効であっても、企業には参照する圧力が生じる。これは IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定と類似している。

(22) 適用を任意とすることについては、日本の懸念と同様の見解を共有する。IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に伴う変化の大きさを考慮すると、将来の発効日を設定した強制基準としつつ、早期適用を認める形が望ましい。発効日については、データ整備やプロセス構築の観点から十分な準備期間を設ける必要がある。

(23) 自然関連について独立した新たな基準として策定し、強制適用とすることを支持する。我々の法域では気候基準は既に義務化されており、他のサステナビリティ領域についても、ISSB による基準整備を前提に将来的な義務化を検討する方針である。

(24) 基準の位置付けについては、強制適用を推奨する。理由は、比較可能性と一貫性の確保、そして基準の実効性の維持である。IFRS S1 号又は IFRS S2 号に組み込んだ場合、その一部のみ任意とすることは、基準の権威が損なわれる。発効日については、将来時点での適用を前提としつつ、早期適用を認めることが望ましい。

(25) 任意か強制かは各法域で決定すべき事項であり、ISSB が過度に懸念すべきではない。重要なのは基準の質と有用性である。

(26) ((25)の発言に関して) 確かに、最終的な適用は各法域の判断である。しかし、ISSB基準への準拠表明との関係についても重要である。もし発効日を設定すれば、その時点以降、グローバル・ベースラインの中に自然関連開示も含まれることになる。一方、任意であれば、現行の IFRS S1 号及び IFRS S2 号のみで ISSB 基準への準拠を主張し続けることも可能である。ISSB は ISSB 基準がグローバル・ベースラインである状況をできる限り維持したいと考えており、その観点からこの問題を検討している。(Sue Lloyd 副議長)

IV. 「SASB スタンダード」の向上

議題の概要

12. ISSB は、2025 年 7 月に公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」（以下「2025 年 7 月公開草案」という。）を公表し、同年 11 月に意見募集を締め切った。その後、2026 年 2 月開催の ISSB 会議より、利害関係者から寄せられたフィードバックに関する議論を開始している。

13. 本セッションでは、利害関係者から寄せられたフィードバックの概要及び初期的な分析について、ISSB スタッフより説明が行われ、次のような具体的な質問に対する意見を求めることを踏まえ、質疑応答及び意見交換が行われた。

    (1) 2025 年 7 月公開草案に対する公開協議から得られた知見を踏まえ、今後新たに公表する予定の公開草案について、公開協議期間中における最も効果的な連携の在り方について、SSAF メンバーから提案はあるか。

SSAF 会議での議論の概要

14. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) 公表予定の 3 つの優先産業に関する公開草案は、2025 年 7 月に公表した 9 つの優先産業に関する公開草案の延長線上にあるものであるため、2025 年 7 月公開草案を詳細に検討した利害関係者にとっては、多くの指標は馴染みのあるものとなる可能性がある。ただし、結論の根拠などにおいて、仕組みや関係性を明確化する観点から、一部の記述の改善を図っている。また、2025 年 7 月公開草案に対して寄せられたフィードバックを踏まえ、次のフェーズに進む中でより根本的な観点から追加的に検討すべき論点がないかを検討していくことになる。（Sue Lloyd 副議長）

(2) 過去の SSAF での議論を踏まえ、戦略的論点が整理され、本プロジェクトを前進させるための取組みが示された点は大変有意義であると考える。その上で、今後第 2 フェーズの進め方を検討する際、アプローチが固まる前の段階で、次回の SSAF 会議（2026 年 5 月開催予定）において試行的に議論を行うことができれば有益であると考える。

(3) 我々の地域の利害関係者に対するアウトリーチ活動については、その計画策定段階から関与したいと考えている。そうすることで、ISSB 基準と我々の地域のサステナビリティ開示基準との相互運用可能性について、利害関係者に安心感を与えることができると考える。

また、本プロジェクトについては、今後の更新に関する長期的な展望についての明確な説明を期待する。特に対象セクターの選定理由を明確化する必要がある。

ISSB 基準においては、気候関連以外のトピックについて、産業横断的な指標が現時点では存在せず、「SASB スタンダード」に依存していることを考慮すると、ISSB 基準の構造における「SASB スタンダード」の役割の明確化は非常に重要と考える。

修正案に含まれる一部の指標には、従業員や地域社会に対するデュー・デリジェンスなど、企業の方針、行動、目標といった企業のプロセスに関する内容が含まれている。「SASB スタンダード」の指標は成果志向（outcome oriented）に限定されると理解していることから、こうした開示事項は IFRS S1 号の要求事項に留めるべきであると考える。

(4) （(3)の発言に関して）12 の優先産業を選定した経緯は、公開草案に根拠を記述している。また、今後第 2 フェーズに進む際も、その背景となる理由を分析し、SSAF メンバーと共有する。（Sue Lloyd 副議長）

(5) （(3)の発言に関して）「SASB スタンダード」の指標には、リスク・エクスポージャーや管理プロセスに関する開示を求めるものもある。また、指標には「成果」を表すものもあるが、「SASB スタンダード」全体の指標を一律に成果志向（outcome oriented）と特徴づけることには慎重であるべきと考える。この論点は、今後の ISSB 会議で議論される予定の「SASB スタンダード」と ISSB 基準との関係に関する論点につながる。（Verity Chegar ISSB メンバー）

(6) （(3)の発言に関して）「SASB スタンダード」と ISSB 基準との関係の論点については今後の審議次第ではあるものの、基本的な考え方として、特定の産業において特定の事項の重要性が極めて高い場合は、「SASB スタンダード」において当該事項を強調するように調整が行われている。当該事項が ISSB 基準の一般的な要求事項であっても、「SASB スタンダード」では産業特有の適用例として具体化されるように設計されている。ただし、これらはすべて判断に基づくものであり、普遍的なルールが存在するわけではない。（Sue Lloyd 副議長）

(7) 我々の法域では「SASB スタンダード」はまだ広く活用されていない。このため、「SASB スタンダード」が ISSB 基準の全体構造の中で将来的にどのような位置付けとなるかについて、より明確な説明がなされれば、ISSB 基準の適用を検討している法域にとって有益であると考える。例えば、産業別指標が重要性の概念とどのように関連するのか、「SASB スタンダード」が将来的に産業別要求事項へ発展するのか又はガイダンスに留まるのかといった点である。

また、「SASB スタンダード」全体を見ると、産業にわたって共通した指標も一部に存在し、産業固有というよりテーマ別の要求事項になりつつある傾向がある。このため、産業固有とテーマ別の要素を整理し区別することで、簡素化できる可能性があるのではないか。

(8) ((7)の発言に関して) 現時点で重要なのは、市場が現在の構造、すなわち「SASB スタンダード」の前に IFRS S1 号及び IFRS S2 号に基づき意思決定に有用な情報を提供する必要があるという点を理解することである。例えば IFRS S2 号では物理的リスクや移行リスクへのエクスポージャーに関する開示が求められているが、企業が属する産業によってその内容は大きく異なる。一方で、IFRS S1 号及び IFRS S2 号では産業固有の開示が求められており、その開示の例として「SASB スタンダード」や IFRS S2 号産業別ガイダンスの指標等を参照することが求められている。これが現時点の枠組みであり、ISSB が変更の必要性を説明し協議が行われない限り「SASB スタンダード」の役割は変わらない。(Sue Lloyd 副議長)

(9) 公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえ、過去に示した第 2 フェーズの対象産業を変更する可能性があるかどうかを教えてほしい。

(10) ((9)の発言に関して) 昨年の SSAF 会議において、第 2 フェーズの対象となり得る産業について比較的幅広いリストを提示したが、当該リストは最終的なものではないため、すべての選択肢が引き続き検討対象となっている。(ISSB スタッフ)

(11) 構造に関する論点について、「SASB スタンダード」は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する際に企業及び規制当局の双方が依拠する産業別の内容であり、実務上重要である「SASB スタンダード」が ISSB 基準において今後どのように位置付けられるのか、また構造の検討に関するスケジュールやロードマップについて、より明確に理解したい。

(12) 公表予定の公開草案における「食肉、家禽及び乳製品」産業の開示事項について、我々の法域の企業は、開示事項を満たすために数百万に及ぶ小規模農家から実務上どのように信頼性のあるデータを収集すべきかを懸念している。

(13) ((12)の発言に関して) このような懸念は関係者からよく寄せられる。「SASB スタンダード」が開示要求の対象としているのは、意思決定に有用で投資家の判断に影響し得る情報であり、特定のデータ取得方法や厳密なデータ要件を定めているわけではない。リスクに関するエクスポージャーを合理的に推定する方法は複数考えられ、我々は、どのようなデータが入手可能か、また情報の有用性を高めるためのガイダ

ンスをどのように提供すべきかを検討している。しかし重要なのは、必要な情報を得るために合理的な見積りを行うこと自体は決して否定されないという点である。（Jeffrey Hales ISSB メンバー）

(14) （(12)の発言に関して）新たな公開草案では、プロポーショナリティの観点で対応すべき特定の指標があるか、またその理由について意見を求めている。これにより修正案の適用可能性を検討していきたい。「重要性」の概念は、「SASB スタンダード」全体において、また情報の正確性の検証においても、常に適用される。開示要求を満たすためにサプライ・チェーン上の全ての関係者から直接データを収集しなければならないということは決してない。（Sue Lloyd 副議長）

(15) 我々の法域では「SASB スタンダード」の使用が義務付けられている。このため、「SASB スタンダード」の変更は規制当局による決議に反映されることになる。このような背景から、我々は本プロジェクトを強く支持する。公開草案への対応にあたっては企業団体から協力を得て、対象産業の利害関係者による関与が得られた。もし検証や試行が必要であれば、その実験の場として我が法域を活用することも可能である。

(16) （(15)の発言に関して）提案を前向きに検討したい。法域で枠組みが整備され、「SASB スタンダード」が直接活用されていることは大変心強い。（Sue Lloyd 副議長）

(17) （(15)の発言に関して）今後アウトリーチ活動を本格化させる中で、ISSB スタッフが SSAF メンバーに連絡を取る可能性がある。新たな公開草案の重要な目的の１つは、SSAF メンバー等との協力体制を強化し、SSAF メンバーが接点を持つことが望ましいと考えられる利害関係者と確実にアクセスできるように支援することであり、これにより必要なフィードバックを得ることができると考える。（ISSB スタッフ）

V. アジェンダ計画及び会議概要

議題の概要

15. 本セッションでは、ISSB スタッフより、今後のアジェンダ計画に関する説明がなされた。これに対し、参加者から特段の質問や意見はなかった。

16. 本セッションの最後に、Sue Lloyd 副議長より、「自然関連開示」に関するセッションで提示した質問事項（適用を強制すべきかどうか及び要求事項の発効日）について、時間の関係で十分に意見を聞くことができなかった可能性があるとして、追加の意見等があれば ISSB スタッフに共有してほしいとの発言があった。

以　上